

高等部部活動の規則

1 活動に当たって

- (1) 活動には必ず顧問を配置する。
- (2) 安全を確保できる人数の顧問を配置できない場合は他部活の顧問と連携して活動を行うか、活動を休止する。
- (3) 実習や宿泊を伴う行事の前の週は該当生徒の参加を停止する。

2 活動日及び時間

- (1) 活動時間は 15 時 30 分から 17 時 00 分とする。
- (2) 活動日は毎週火曜日と木曜日とする。
- (3) 休日、祝日の部活動は原則行わない。ただし、長期休業中の活動と、休日の他校との交流・校外での活動については、指導部部活動担当に連絡の上、以下の条件を満たした場合のみ認める。
 - ア 学校長の許可を得る。
 - イ 主顧問が実施計画を作成し、学部会で承認を得た後、保護者向け文書を作成し、配布する。
 - ウ 主顧問が生徒の下校方法について確立し、学部に周知する。
 - エ 活動場所について、教務部を通して聴覚部門及び事務との調整を図る。

- (4) 体育祭、学校祭、卒業式等の体育館を使用する行事の一週間前から原則部活動停止期間とする。
- (5) 該当学年の現場実習一週間前から部活動停止期間とする。

3 活動場所及び用具・器具の使用について

- (1) 各教科で管理している用具、器具を使用する場合は許可を得て使用し、使用後は元の場所に返す。
- (2) 活動終了後、利用した場所の片付け・清掃を徹底する。
- (3) 学校設備や用具・器具等の破損が生じた場合、速やかに指導部部活動担当と管理責任者に報告する。
- (4) けが等があった場合は、体育館器具庫に保管している救急バッグで該当の部活動顧問が対応する。

4 他校との交流・校外活動について

- (1) 他校との交流・校外での活動については、上記の 2 (3) を厳守する。
- (2) 他校との交流の申込み及び受付は顧問が行う。
- (3) 競技大会等の参加については、上記の 2 (3) イにおける学部会提案を大会実施日の原則 1 か月前に行う。

5 その他

- (1) 高等部部活動規定及び規則に反した場合、該当生徒の活動を停止する場合がある。
- (2) 特別指導を受けた際は、高等部特別指導の規定に基づいて、活動禁止期間を設ける。

高等部部活動の運営

1 予算

- (1) 物品購入の際は生徒会費から支出する。予算については、生徒総会で審議し決定する。
- (2) 指導部で各部活動の予算を決め、部活動顧問に周知する。
- (3) 救急バッグの消耗品は、生徒会費の部活動費から年度当初に購入する。

2 事故の補償

活動中に起きた事故・傷害等については、日本スポーツ振興センターの規則に基づく。